

狛江市まちづくり総合プラン
改 訂

平成18年4月

O

O

目次

1	基本的な考え方	1
2	現在の財政状況	1
3	再編プログラム	1
4	公共施設等の再編計画	3
4-1	義務教育施設の再編	3
(1)	小学校の再編	4
(2)	中学校の再編	6
(3)	小・中学校区再編の検討	8
(4)	中学校給食サービス	8
(5)	小・中学校の校舎耐震補強	9
4-2	岩戸地域センターの建替え	11
4-3	新図書館の建設（中央図書館の移転）	12
4-4	低・未利用地等の有効活用	14
(1)	駅前三角地	14
(2)	自転車撤去・保管場所	14
4-5	その他の施設	15
(1)	市役所庁舎改修等	15
(2)	粕江健康相談所	15
(3)	水路敷き跡地	15
5	公共施設等の再編方策	17
5-1	事業手法・主体	17
5-2	財政計画	19
(1)	財源確保の基本的な考え方	19
(2)	再編計画の概算事業費	19
5-3	再編プログラム	20
5-4	市民参加の手続き	22

O

O

1 基本的な考え方

平成15年3月に策定した「狛江市まちづくり総合プラン」の計画事業から、都水道局と価額面での調整がつかなかったため断念した「水道局用地購入」及び合意が得られなかった「市民グランド売却」を除き、その他の計画事業について、実施年度などを見直し実効性の高いものとしします。

財源確保に関しては、基本的にはプラン全体の事業費は「用地売却代金」「国庫補助金」「起債」を充当するものとし、一般財源の充当は行わないこととしします。事業実施年度から用地売却代金等が特定の事業費に充当された形となりますが、あくまで全体の事業を実施するための財源と考えます。

2 現在の財政状況

「狛江市アクションプラン/第3次行財政改革推進計画編」(平成18年4月発行)で示された一般財源の収支では、実施計画を実行しつつも、行財政改革や資金手当の活用により、将来的に収支不足が解消されることが予測されています。

また、収支不足の解消とともに、経常収支比率は17年度が100.5%、18年度が98.9%、19年度が97.6%と改善が予測されていますが、公債費比率は17年度が15.3%、18年度が15.6%、19年度が16.1%と、反対に悪化が予測されています。まちづくり総合プランの事業には通常の一般財源の充当は考えていませんが、起債発行により一般財源である公債費への影響は大きいと考えられ、その推移に十分留意することが必要です。

また、歳入面から考えると、定率減税の廃止や税のフラット化など国の動向が固まってきましたが、様々な要因を考えると、財政フレームの枠組が必ずしも担保されている保障はありません。

こうした財政状況のなか、まちづくり総合プランにおける事業実施にあたっては、十分な市民合意を形成し、市全体の行政運営のなかで、慎重な対応をしていく必要があります。市として具体案を再提示しつつ、多くの市民参加の下で議論していくこととします。

3 再編プログラム

18年度の予算については、17年度の行財政改革の取組によって、新たな事業展開を図りつつも収支の均衡を保つことができました。しかし、平成17、18年度の公債費比率も悪化が予測され、従来のまちづくり総合プランで提示している公共施設の再編事業につ

いて、原則2年間は先送りとします。

ただし、すでに進行中である小・中学校の耐震化などの事業は、実施計画で今後の進め方を明らかにし、別途、計画的に進めていきます。

《進行中又は実施予定の事業》

	旧第二小校舎	緑野小新築	旧第七小跡地
平成 17 年度	↓ 解体	工事 ↓	活用方針の検討 ↓
平成 18 年度		↓ 9月移転	↓

中学校給食は自校方式を基本に、中学校の再編等にあわせた実施を目指していましたが、初期整備や運営経費など財源の確保が大変厳しい状況にあります。しかし、中学校給食を望む市民要望も大きいため、自校方式とは別に、食育に柔軟に応え、かつ比較的費用負担が少ない方式での実施を目指すものとします。

以上のことから、現プランの「公共施設等の再編計画」と「公共施設等の再編方策」に関して、現状を反映させながら、以下のように修正を加えることとします。

4 公共施設等の再編計画

4-1 義務教育施設の再編

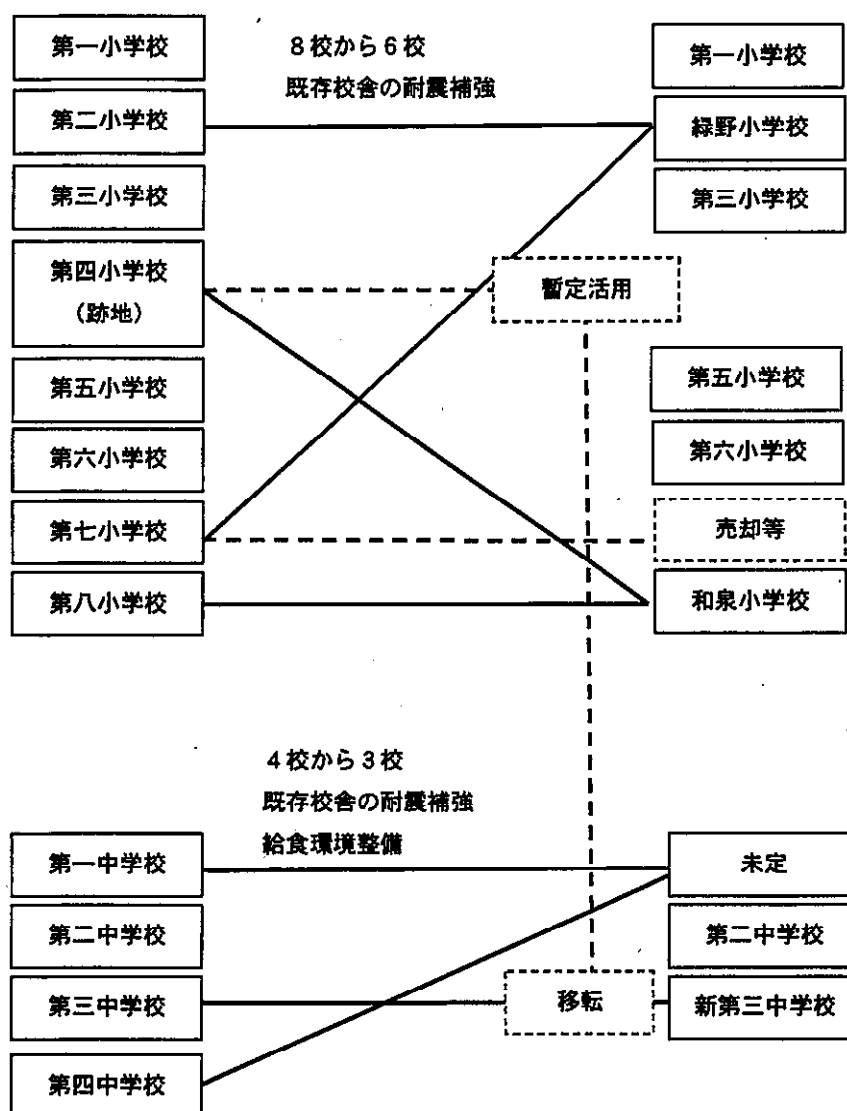
義務教育施設は、平成9年2月に「狛江市立小・中学校適正規模等検討委員会」の答申において、小学校6校、中学校3校が適正規模であるとの方針を受けて、教育委員会では平成10年12月に小・中学校の適正規模についての考え方を示しております。

なお、平成17年12月に教育委員会より「狛江市立狛江第一中学校・第四中学校の統合に関する教育委員会の基本的方向」が出され、第三中学校の移転等まで両中学校の統合については当面の間、見送ることが報告されました。

しかし、教育委員会の判断は、教育的見地から多角的に検討して、「その結果、生徒推計の見直し、教職員数の配置状況の変化、少人数を中心とした学級編成の弾力化等を考慮すると、一学年3学級、全体で9学級程度が確保されている学校は適正規模の範囲とすることで差し支えないものと考えた。」とするもので、現在一中と四中が急いで統合をしなければならない積極的な理由はないとするものです。これは、決して両中学校の統合を否定するものではないため、まちづくりの見地から再検討を進めていきます。

これらを踏まえ、義務教育施設については、次のような再編計画とします。なお、国の地方財政政策が流動的であるため、その推移を的確に把握しながら、計画のローリング等によって柔軟な対応を図っていくものとします。

義務教育施設の再編計画フロー



(1) 小学校の再編

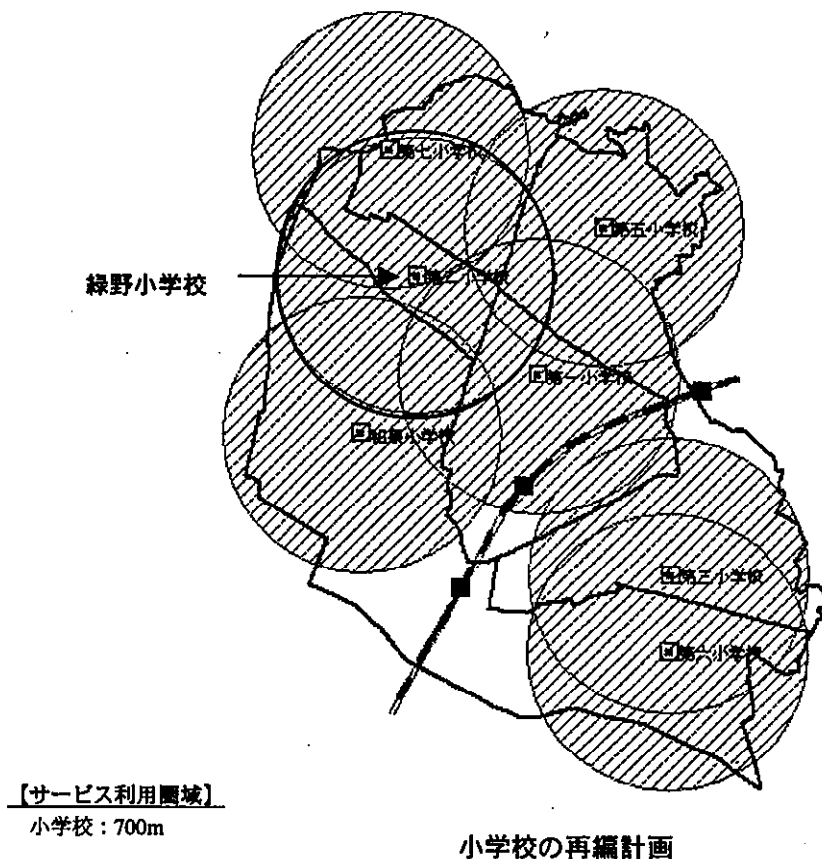
小学校については、第四小学校と第八小学校、第二小学校と第七小学校を統廃合して6校となりました。

■ 第四・第八小学校統合

第四小学校と第八小学校は両校を閉校し、平成13年4月に新しく和泉小学校として再編され、旧第八小学校に開校しています。

■ 第二・第七小学校統合

第二小学校と第七小学校は、「狛江市立狛江第二・第七小学校統合推進協議会」、「狛江市立第二・第七小学校新校開設委員会」の検討を経て、平成17年4月から緑野小学校として再編され、旧第七小学校で開校しています。平成18年9月から旧第二小学校に建設された新校舎に移転します。



■ 旧第四小学校跡地

旧第四小学校は現在、西和泉グランド・体育館として暫定活用しています。

この跡地は多摩川住宅の開発時に、公共施設・公益的施設として都市計画法第11条に規定される都市施設の一団地の住宅施設として都市計画決定されているため、小学校以外の目的に恒久的な活用をする場合、地域住民の理解を得たうえで都市計画変更する必要があります。

■ 旧第七小学校跡地

本再編計画では、教育関係施設の改造・改築を含む公共施設等の整備が必要となります。統合後の跡地は、これらの財源の一部を充当するために売却することを前提と

します。ただし、跡地すべてを売却対象とするかについては、一部を公園・緑地的に利用するなどの検討を要します。

(2) 中学校の再編

中学校については、まず旧第四小学校跡地への第三中学校移転を検討し、具体化の目途が立った時点で、第一中学校と第四中学校の統合をあらためて推進します。

■ 第三中学校の移転

第三中学校には、第二中学校の学校区との近接や小田急線の複々線化（高架化）に伴う教育環境の悪化などの課題があります。

まちづくり総合プランでは、これらの改善や市域西側の縁辺部における通学不便の解消を図るためにも、小学校の統廃合によって現在、暫定利用されている旧第四小学校跡地への移転を検討することにします。

旧第四小学校跡地は敷地面積14,176㎡（4,295坪）と現在の第三中学校の敷地面積13,363㎡（4,049坪）より広く、多摩川に近い多摩川住宅内に位置しており、周辺現況からも教育環境は良好で、第三中学校の移転先として十分な条件を備えています。また、前述したように、都市施設の一団地の住宅施設として都市計画決定されていることから、小学校から中学校への変更であれば、同じ義務教育施設として地域住民の理解や都市計画の位置付けからも可能であると考えられます。

第三中学校と旧第四小学校の現況

	敷地面積（㎡）	建築年月日	周辺環境	周辺道路状況
第三中学校	13,363	S48.5他	小田急線高架橋脇のため、あまり良くない。	生活道路に面しているが、比較的交通量が多い。
旧第四小学校	14,176	S41.8他	比較的古い住宅街	交通量も少なく、生活道路として支障のない幅員である。

■ 第三中学校移転後の跡地利用

第三中学校は小田急線狛江駅と和泉多摩川駅のほぼ中間に位置し、それぞれの駅からおおよそ300mの距離にあり利便性は良好です。そのため、全市民を対象とする都市レベルの公共施設の配置に適しています。

市にとって長年の懸案である新図書館の整備や、その他必要とされている公共施設の建設には、広さ・地の利等から格好の場所であり、新図書館以外にも新たな行政サービスのニーズに施設面から応える必要があり、まちづくりの新たな展開を図るため

にも重要な位置を占めています。

■ 第三中学校既存校舎等の活用

第三中学校移転後の校舎については、各種の福祉施設の受け入れ、歴史文化遺産の保管場所や展示室、市民活動支援センター、情報サービスコーナー、リサイクル広場等の取り込みが考えられます。校舎の延床面積は5,781㎡(1,751坪)あるので、すべてを活用するのであれば、かなりの施設を取り込めますが、今後新たに必要となる公共施設も考えられることから、一定割合をオープンスペースとして残すものとします。

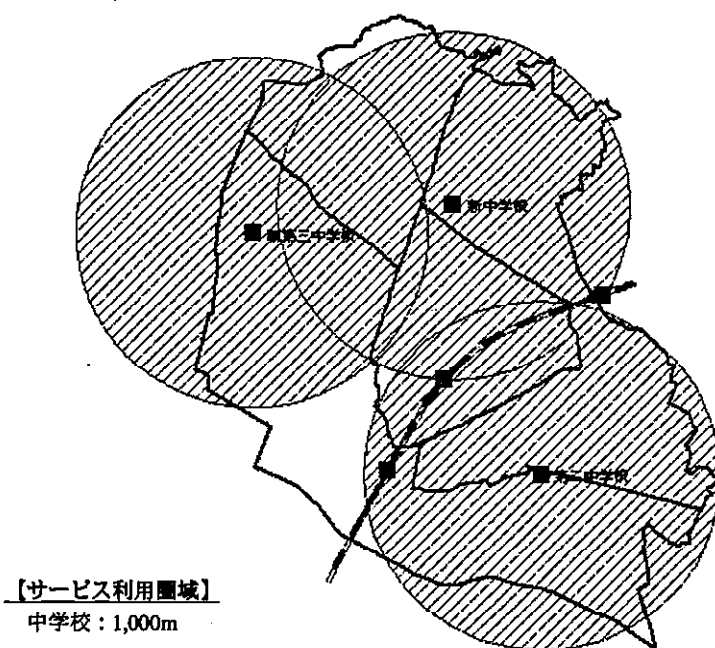
しかし、本計画においては既存校舎を活用する場合にかかる整備費は見込みますが、施設は限定しないものとします。

■ 第一・第四中学校統合

教育委員会の答申を踏まえて、両中学校の統合については当面先送りしますが、第三中学校の移転計画が具体化された時点で、適正規模・適正配置の視点から改めて教育委員会での検討を要請するとともに、その結果を受けて、市として具体的に組み込んでいきます。

■ 統合後の中学校跡地

統合後の第二・第七小学校跡地と同様に、統合後の跡地は再編計画の財源の一部を充当するために売却することを前提とします。ただし、跡地すべてを売却対象とするかについては、地域住民の意向を把握しながら決定していきます。



中学校の再編計画

(3) 小・中学校区再編の検討

現在の学区域で、再編方針に示した「2小学校1中学校」と整合しているのは第三・第六小学校と第二中学校のみであり、小・中学校の再配置にあわせ既存の学区域についての再考を教育委員会で検討してもらいます。

(4) 中学校給食サービス

平成9年3月に「狛江市立中学校給食検討委員会」(以下、「給食検討委員会」という。)答申での方針を受け、平成11年8月に教育委員会も自校方式で実施することが望ましいとの考えを示しています。

以上のことから、まちづくり総合プランにおいても、当初、中学校給食は自校方式を基本に、中学校の再編等にあわせた実施を目指すことで検証していました。

しかし、中学校給食を望む市民ニーズは大きいものの、自校方式による実施を考えると、既存小学校の調理場の平均規模(概ね200㎡)の倍の規模として、400㎡(121坪)の概略規模の調理場の整備と、配膳に必要なエレベータや配膳スペースなどが必要となります。これらの施設整備や管理運営経費などの負担や食育として求められる多様な指導の可能性等を考慮し、スクールランチ方式での実施を目指す方向で検討します。

※スクールランチ方式

各学校にランチルームを整備して、ランチルーム用、教室用それぞれに2種類のメニューを用意し、ランチルームと教室を交互に利用する給食

中学校給食導入年次計画

年度	19	20	21	22	23	24	概算事業費 (億円)
管理運営	ミルク給食	弁当給食				スクールランチ	管理運営経費 年間1.0億円
施設整備	配膳室整備	給食施設等整備					6.0億円

(5) 小・中学校の校舎耐震補強

建築基準法は、昭和25年に法律第201号として制定され、昭和43年の十勝沖地震、53年の宮城県沖地震などによる被害の経緯を踏まえ、46年、56年の2度にわたり耐震規定関係が大きく改正され、平成7年阪神・淡路大震災後の平成10年に性能規定化への方向をめざした大幅な見直しがなされました。平成7年阪神・淡路大震災では、昭和56年以前の旧耐震基準によって建てられた建物の被害が甚大であったことから、震災後に得られた教訓を踏まえ、建築基準法の見直しのみならず、既存建築物の耐震性能向上のための諸施策が実施されました。

この施策の一環として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が平成7年10月に制定され、不特定多数の者が利用する建築物のみならず、個人住宅をはじめとするあらゆる建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るための処置が講じられることとなりました。また、平成18年1月には改正耐震改修促進法が施行され、指導・助言対象建築物の範囲が拡大されるとともに、減災の目的から補助制度の充実も図られました。

また、文部科学省でも「公立小中学校の既存建物耐震上の考え方」を示しており、この方針に準拠し、校舎、屋内体育館の耐震診断を早期に実施するとともに、診断結果を踏まえて、他の給食施設設置工事等と連動しながら、計画的に耐震工事を実施します。

- 学校施設の地震に対する耐性を診断してから、耐震工事等の耐震事業を計画的に進める必要があることから、18及び19年度中に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震工事を進めます。実施にあたっては、実施計画において時期、スケジュール等を明らかにしていきます。
- 学校施設の耐震化後は、学校施設以外の施設（保育園等）の耐震診断及び耐震工事を、充当財源を確保しながら年次計画によって実施していくことを目指します。

小・中学校の校舎・屋内体育館等の耐震補強計画

	種別	建築年度	耐震診断	耐震工事	備考
第一小学校	校舎	S61	不要	不要	
	屋体	S61	不要	不要	
緑野小学校 (旧第二小)	校舎	H17・18	不要	不要	新築
	屋体	S47・62	H16	H18	統合時に耐震工事
第三小学校	校舎	S39・44 S53(新校舎)	H11	H15・16	
	屋体	S46	H19	H23・24	
第五小学校	校舎	S42～47	H8	H9・10	
	屋体	S47	H18	H19・20	
第六小学校	校舎	S45・50	H14	H16・17	
	屋体	S48	H19	H24・25	
和泉小学校 (旧第八小)	校舎	S49	H18	H25～27	
		H13	不要	不要	統合後に増築・改修
	屋体	S50	H18	H19・20	
第一中学校	校舎	S36	H10	H12	
		S47～56(新校舎)	H19	H21・22	
	屋体	S39	H19	H21・22	
第二中学校	校舎	S41～45	H8	H9・10	
		S51	H18	H20・21	
	屋体	S42	—	H17～21	H21に給食施設整備に合わせて実施
第三中学校	校舎	S48・51	未定	未定	H22新築・H24移転 既存校舎活用を前提
	屋体	S48	未定	未定	既存体育館活用を前提
第四中学校	校舎	S55	H19	未定	
	屋体	S54	H19	未定	

注1 非木造の2階以上又は延床面積200㎡超の建物を対象とする。

注2 建築年度は主要な建築年度とする。

注3 耐震工事には、実施計画も含む。

注4 旧第四小学校及び旧第七小学校については、今後の活用方針により方向性を決定する。

4-2 岩戸地域センターの建替え

本市は現在、4か所の地域センターによってサービスを提供しており、岩戸地域センターは、市城南東部のサービス提供を担っています。現在の岩戸地域センターは、敷地面積が狭いため駐車場もなく、多目的スペースとなる多目的ホールや体育室を持たない施設であるため、他地区に比べ市民サービスが不足しています。他の地域センターとの比較では、建物の延床面積は南部地域センターと同程度の規模ですが、岩戸地域センター内には岩戸町会の占有スペースがあるため、利用可能な規模では最も狭小となっています。土地についても岩戸八幡神社からの賃借という不安定な所有形態であるうえ、総面積が最も少ないことから、施設や用地の拡張によるエレベータ等の設置など少子高齢化社会に向けた施設対応（バリアフリー対応）が困難となっています。

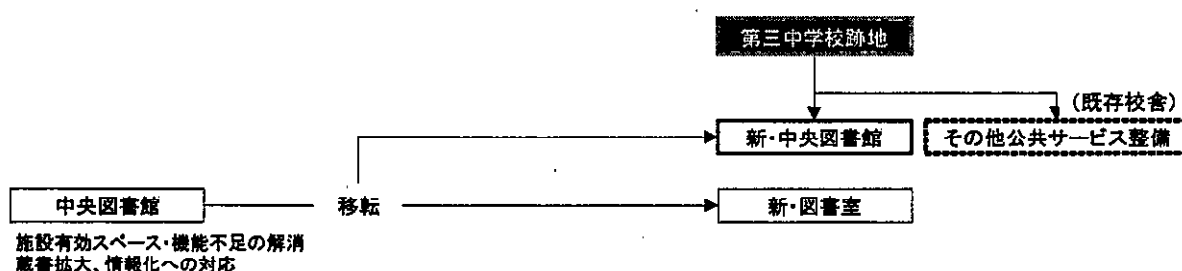
地域センターの現況

	土地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	部屋数
野川地域センター	1,256	1,014	10
上和泉地域センター	2,067	1,993	13
岩戸地域センター	501	505	3
南部地域センター	1,091	822	11

本再編計画では、施設の現状などから機能の多様化への対応及び施設利用性の向上、市城南東部におけるサービス不便圏域の解消を図ること目的として、移転なども視野に入れ、岩戸地域センターを建替えるものとします。地域住民の参加の下、関係部局で調整し、具体的な市の案を提示していくものとします。

4-3 新図書館の建設（中央図書館の移転）

教育委員会では、平成9年5月に新図書館建設構想について「狛江市立新図書館建設構想策定委員会」へ諮問し、平成10年3月に、世紀の転換期に対応できる図書館をつくるべく、図書館で扱う蔵書以外にも、ビデオやCDなどの視聴覚資料やパソコンの普及からCD-ROMなどの電子資料の必要性をはじめ、図書館機能などについて答申を受けています。そして、「狛江市新図書館基本計画策定委員会」において、平成11年3月に新図書館の機能・サービスや資料、場所、部屋、スペースなどの考え方がまとめられ報告されています。



新図書館は、「狛江市新図書館基本計画策定委員会」の検討の中で、延床面積は約4,800㎡（1,454坪）必要とされています。これは、現在の中央図書館の約3倍の規模となることで、市民ニーズに応えた新しい図書館機能を持った施設整備が可能となります。必要となる用地面積は、容積率200%の用途地域の場合、約10,000㎡となります。また、中央図書館は都市レベルの公共施設であり、市域の中心部で利便性の良い駅周辺に適しています。この用地を新たに取得することは多大な財政負担となり、また、多くの年月を要します。

これらの用地条件を満たし新たな用地取得を要しない方策として、再編計画で未利用地となる第三中学校跡地を新図書館の建設地とします。

4-4 低・未利用地等の有効活用

(1) 駅前三角地

(通称) 三角地 (約1,500㎡) の活用は、現在その一部 (約120㎡) を活用し駅前交番が設置されています。第三中学校を移転させることにより、利便性の良い土地が活用でき、現在の市役所も駅から近いため、現時点では必ずしもこの場所に必要な用地ではありません。

しかし、狛江駅前の一等地であり、この場所に必ず必要になる施設があることも考えられることから残りの土地についても市で保有し、三中跡地活用の推移を見ながら、それ以外に駅前に確保すべき施設は何か引き続き見極めていくことにします。

現時点では、用地の一部に「狛江の教育の発祥地」の記念碑を設置し、残りの部分を緑の三角広場として引き続き暫定活用していきます。

(2) 自転車撤去・保管場所

ここは駅からも近く利便性の良い場所であるため、自転車返還場所以外の利活用を図るものとし、代替地を確保し移転します。

よって、移転後の利活用としては、新中央図書館建設費など本再編計画事業を実施する財源の一部に充当するため売却します。

4-5 その他の施設

(1) 市役所庁舎改修等

市役所庁舎は、老朽化に伴い空調設備等の施設改修が必要となっています。また、防災本部の機能を併せ持つことから、緊急性の高い公共施設として、耐震診断を実施し、適切な処置を講じる必要があります。そのためには多くの経費を要することが予想され、本再編計画において、費用負担の目途を明らかにします。

(2) 狛江健康相談所

旧狛江保健相談所は東京都から取得し、狛江健康相談所として暫定的に活用していましたが、現在は17年4月からは教育研究所に転用し活用しています。

(3) 水路敷跡地

水路敷跡地は、旧農業用排水路が用途廃止した土地であるため、用地幅が狭く断続的な形状となっています。このため、「行財政改革推進のための緊急行動計画」に示したとおり、買収要望などを把握しつつ、順次、売却を進めていくものとしますが、その売却益は一般財源に充当することとします。

「行財政基盤確立のための緊急行動計画」個別計画票（参考）

No62	計画名	水路敷跡地の売却
------	-----	----------

①見直しの視点

水路敷跡地の一部は公共利用が不可能で、地続きである地権者しか活用ができない状態です。このような公共利用ができない水路敷跡地の売却に努めます。現在、一部にはすでに不法占用しているケースもあります。特に不法占用している者に対しては買い取りを誘導していきます。

② 計画の概要

平成16年10月現在、売却可能な57路線4,517㎡ある水路敷跡地のうち、70%は売却ができると考え、毎年度400㎡の売却を目標に資料作成や課内検討し行動を実施します。

③ 年次計画及び効果額

年 度	内 容		効果額（単位：千円）	
	計 画	進 捗	見込み	実績
16				
17	水路敷跡地売却		+48,000	
18			+68,000	
19			+68,000	

注1）効果額は一般財源ベースとした平成16年度予算額対比

注2）進捗及び実績欄は進行管理のため

5 公共施設等の再編方策

5-1 事業手法・主体

事業手法は、事業内容やサービス水準、サービス提供方法などを検討し、効率性や民間事業者の関与程度を考慮した上で、各事業への適用を検討していきます。

現在、想定される事業手法としては、次の4類型が挙げられます。

事業手法の類型

事業手法	内 容	サービス 水準決定者	施設所有者	サービス 提供者
公共主導型	『公共部門の主導による社会資本整備』 公共部門が財政資金を用いて対象施設の「設計」「建設」「維持管理・運営」を行うケース	公共部門	公共部門	公共部門
アウト ソーシング	『公共部門の主導による社会資本整備の一部民間委託』 従来型の「維持管理・運営」の一部を民間事業者に委託するケース	公共部門	公共部門	民間事業者
PF1	『民間事業者の主導における社会資本整備』 民間事業者が調達した資金を用いて対象施設の「設計」「建設」「維持管理・運営」を行うケース	公共部門		民間事業者
民間主導型	『社会資本整備の民営化』 所轄官庁による規制があるものの民間事業者が社会資本整備を民間事業として実施するケース	民間事業者	民間事業者	民間事業者

- ※ 上記とは別に、従来の第三セクター方式は、公共部門と民間事業者が共同出資により事業主体を設立し、社会資本整備を行う手法で、民間事業者の経営力・資金力・技術力の導入を目的するものです。
- ※ また、民間事業者には、最近ではNPO（特定非営利活動）法人も該当します。

事業主体は、事業手法に対応して、整備部分と運営部分に分けて想定します。整備部分は、公共主体の事業を基本としますが、運営部分は一部民間主体の事業を検討することとします。

再編計画における想定事業手法・主体

対象施設	想定事業手法	想定事業主体		備考
		整備	運営	
二小・七小統廃合	公共主導型	公共	—	
新・三中整備	公共主導型	公共	—	
一中・四中統廃合	公共主導型	公共	—	
三中跡地整備	アウトソーシング又はPFI	公共	公共又は民間	
中学校給食施設整備	アウトソーシング又はPFI	公共	公共又は民間	【対象校】第一・第二・新第三中学校
既存学校施設耐震補強等	公共主導型	公共	—	【対象校】第三・第六・第一・第二中学校
自転車保管場所売却	公共主導型	公共	—	
駅前三角地の活用	アウトソーシング又はPFI	公共	公共又は民間	暫定活用
庁舎改修等	公共主導型	公共	—	
新岩戸地域センター整備	公共主導型	公共	公共	

5-2 財政計画

(1) 財源確保の基本的な考え方

①市財政の現状

平成16年度の実質収支は約6億5千万円の黒字となっており、さらに前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、約7千万円の黒字となっています。しかし、財源対策等を控除した場合のいわば「実質的な収支」は平成4年度以降大幅な赤字であり、平成16年度までの累計額は約28億円に及んでいます。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は103.9%であり、26市で最も高くなっています。

②起債発行額

将来にわたる財政負担としての地方債現在高は、平成16年度末で依然、約248億円あり、年間の予算規模を上回る状況です。平成16年度の公債費比率は14.2%で依然高く、今までどおりに事業債発行額を毎年度10億円以下に抑制する必要があります。

このプラン以外にも道路事業等、起債発行事業があることから公共施設等の再編のために発行する起債額は約26億円とします。

③ 補助金等の活用

各事業の実施にあたっては、できるだけ国や都からの補助金等を確保するように努めます。

④ 新たな財源の確保

社会経済状況からも税収増は見込めず交付税も削減されていくことから、現状規模の歳入を確保していくには非常に厳しい状況です。また、新たな市民ニーズに対応していくためにも経費削減に努めなければなりません。人件費の削減、事業の見直しなど行財政改革をより一層推進し、これらに対応しなければなりません。

このことから本再編計画の事業費は、原則として通常的一般財源の充当は考えないものとし、起債・補助金等の他は新たな財源を充当することを前提とします。

(2) 再編計画の概算事業費

今後約84億円とされ、第七小学校用地及び第四中学校用地の売却を含め、再編計画の資産処分によって約54億円の財政負担の軽減が見込まれます。学校用地の売却代金は、原則として教育関係の事業又は公債費に充当するものとします。

5-3 再編プログラム

この「まちづくり総合プラン」を起点に、多世代にわたる生活都市としての充足性を高めるため、19年度において、公共施設の実態分析や庁内ワーキンググループによる再検討などを行い、20年度には、公共サービス・公共施設の再編方針を市民参加の手法を取り入れながら策定し、市の計画として位置付けます。

◇ 旧第七小学校

18年度 暫定利用

19～20年度 売却等活用方針の検討（概算事業費では従来どおり売却を前提にしています。）

21～22年度 具体的な活用に向けた整備

23年度 一部活用開始

◇ 第一・四中学校統合

未定（概算事業費では従来どおり四中の売却を前提にしています。）

◇ 新第三中学校整備及び移転

18年度 庁内検討

19年度 移転委員会設置・検討

20年度 基本構想

21年度 基本設計

22～23年度 新校建設

24年度 移転

◇ 新図書館建設（平成27年4月開設）

21～23年度 新図書館建設に関する市民参加

23年度 基本設計

24年度 実施設計

25～26年度 建設工事

◇ 旧第三中学校校舎の活用（平成27年4月開設）

24年度 利活用に関する市民参加

25年度 実施設計

26年度 整備工事

◇ 岩戸地域センター（平成25年4月開設）

21～22年度 用地選定

22年度 移転及び新施設に関する市民参加

23年度 実施設計

24年度 建設工事

◇ 自転車撤去・保管場所

20年度 売却に関する市民説明会等の実施

21年度 用地売却

◇ 庁舎

18年度 耐震診断

27年度 空調設備改修等工事

年度 対象施設	21	22	23	24	25	26	概算事業費 (億円)
旧第四小学校		新三中整備					30.5
第三中学校				移転		整備工事	10.0
第四中学校						活用・売却等	▲26.0
岩戸地域センター				建替え			8.0
中央図書館						新図書館整備	30.0
自転車撤去・保管場所	売却						▲5.9
庁舎改修等							5.2
旧第七小学校			活用・売却等				▲22.0

※ 学校耐震化計画は実施計画のなかで明らかにし、財源を確保しながら計画的に実施していきます。

5-4 市民参加の手続き

市民参加の手続きは、「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」に基づき、事業ごとに実施します。

なお、ここでは事業ごとに基本的な手続きを明記していますが、具体的な検討を行なう時点において、市民参加の手法を再検討し、最も適切な手法を取り入れます。

事情によっては、関連する事業を一つのグループとして検討することもあります。

対象事業名	検討内容	市民参加の手続き
旧第七小学校跡地	教育関係施設の改造・改築を含む公共施設等の整備へ財源の一部を充当するために、統合後の跡地は売却することを前提とします。ただし、跡地すべてを売却対象とするか、一部を公園・緑地的に利用するかなど、あらためて検討をします。	売却などの手法や一部利用計画は、地域住民参加の委員会やワークショップ方式などで検討する予定です。 検討した内容を公表し、多くの市民から意見を聴くパブリックコメントなどを実施します。

対象事業名	検討内容	市民参加の手続き
第三中学校移転・整備	第三中学校は、第二中学校の学区との近接や小田急線の複々線化（高架化）に伴う教育環境の悪化などの課題があり、将来的に移転が必要な学校として認識しています。これらの改善や市域西側の縁辺部における通学不便の解消を図るためにも、小学校の統廃合によって現在、暫定利用されている旧第四小学校跡地への移転を検討します。	学校関係者及び地域住民などの市民委員を加えた委員会を設置する予定です。
第三中学校校舎活用	第三中学校は小田急線狛江駅と和泉多摩川駅のほぼ中間に位置し、それぞれの駅からおおよそ300mの距離にあり利便性は良好です。そのため、全市民を対象とする都市レベルの公共施設の配置に適しています。新図書館も、市民活動支援センター、情報サービスコーナー、リサイクルひろばなど新たな行政サービスのニーズに施設面から応える必要があり、まちづくりの新たな展開を図るためにも重要な位置を占めています。 第三中学校移転後の用地や既存校舎の活用を検討します。	教育や福祉などの多機能施設として活用を図るため、全体を包括する検討と、個々の機能についての検討が必要となるため、全体を集約する会議の下に部会を設置し、市民意見を募ります。 全体を包括する会議は、部会の代表者や専門家による構成とします。
第一・四中学校統合	教育委員会の答申を踏まえて、両中学校の統合については、当面の間、見送りますが、第三中学校の移転によっては中学校の偏在化という新たな課題が生ずることも考えられることから、第三中学校の移転計画が具体化された時点で、改めて教育委員会の統合についての考えを確認するとともに、適正配置・適正規模の視点から総合的な検討を要請します。	教育委員会で検討します。

対象事業名	検 討 内 容	市民参加の手続き
新図書館建設	狛江市新図書館基本計画策定委員会では、延べ床面積は約4,800㎡（1,454坪）必要とされています。この用地を新たに取得することは多大な財政負担となり、土地の流動性からも用地を確保するために多くの年月を要します。このため用地条件を満たし、かつ新たな用地取得を要しない方法として、再編計画で未利用地となる第三中学校跡地を新図書館の建設地と考え、校舎の活用とともに検討します。	狛江市新図書館基本計画策定委員会の答申を基本として、再度市民参加により、市財政の実情を踏まえた整備方法や運営形態などを検討します。 フォーラム形式やワークショップ方式で検討します。
駅前三角地 自転車撤去・保管場所	駅前三角地は三中跡地活用の推移を見ながら、それ以外に駅前に確保すべき施設は何かを引き続き見極めていくことにします。 自転車撤去・保管場所は駅からも近く利便性の良い場所であるため、自転車返還場所以外の利活用を図るものとし、移転します。 また、移転後の利活用としては、本再編計画事業を実施する財源の一部に充当するため売却していくことを検討します。	自転車撤去・保管場所の売却などの手法や駅前三角地の利用計画を委員会やワークショップ方式などで検討します。 検討した内容は、公表し多くの市民から意見を聴くパブリックコメントなどを実施します。
その他の項目		関係団体を中心とした検討を行い、必要に応じて市民参加の手続きを行うことにします。

〔用語説明〕

・説明会

市の実施機関が施策の策定において、策定後実施する以前に市民に説明を行い、理解を求めるものです。

・フォーラム

市の実施機関が施策の策定において議題を提案し、一つの議題を中心にして参加者が討論を行う会です。

・シンポジウム

市の実施機関が施策の策定において議題を提案し、数人の報告者ないし専門家の発表や意見が出され、それをもとに参加者が討論を行う会です。

・ワークショップ

市の実施機関が施策の策定において、早い時期から市民参加手続きを実施することが適当と認められる場合に、市民同士や市民と行政が自由な議論を行うことを通して合意形成を図る方法です。

・パブリックコメント

政策等の策定途中で、その計画などの素案を公表し、それに対して市民が意見、課題、問題点、情報等を提出し、提出された意見などを考慮して政策等を決定していく一連の手続きです。

登録番号(刊行物番号)

H18-6

狛江市まちづくり総合プラン改訂

平成18年4月発行

発行	狛江市
編集	企画財政部 企画経営室
	狛江市和泉本町一丁目1番5号
	電話 03(3430)1111
印刷	庁内印刷
頒布価格	30円